



静岡労働局発表
令和3年6月17日(木)

静岡労働局労働基準部監督課
監督課長 廣瀬 格也
統括特別司法監督官 森 正樹
(電話) 054-254-6352

報道関係者 各位

令和2年度は重大又は悪質事案30件を送検

～労働基準監督署の監督官による捜査～

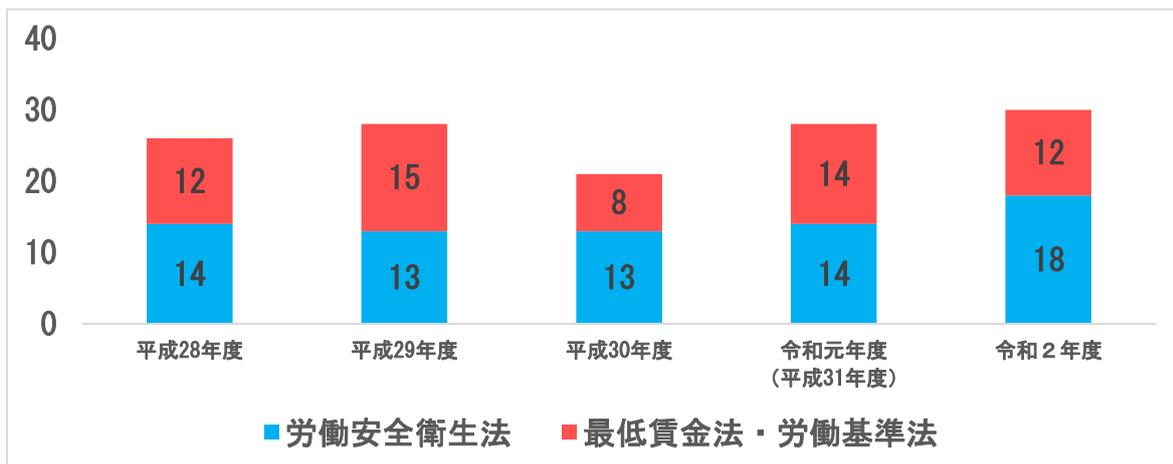
- 送検件数30件は、前年度から2件増加。
- 全送検件数のうち製造業が占める割合が33%で最多、次いで建設業が17%。

静岡労働局(局長 ^{いしまる てつはる}石丸 哲治)では、静岡労働局と管下7労働基準監督署における令和2年度の検察庁への送検状況を以下のとおり取りまとめました。

○送検件数	30件(対前年比 2件増)
○法令別内訳	
最低賃金法・労働基準法違反	12件(対前年比 2件減)
労働安全衛生法違反	18件(対前年比 4件増)

労働基準監督署においては、最低賃金法、労働基準法、労働安全衛生法等の労働基準関係法令に基づき、企業に対し、最低賃金額の遵守や賃金の支払等法定労働条件の履行確保、過重労働による健康障害や労働災害の防止のための行政指導を行っており、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、司法警察権限を行使して捜査を行い、検察庁へ送検しています。

1 送検件数の推移



2 業種別・違反法別件数 令和2年度

	業 種						
	製造	建設	運輸 交通	商業	接客 娯楽	その他	計
最低賃金法、労働基準法関係	3	1	0	2	3	3	12
定期賃金不払 (労働基準法第24条、最低賃金法第4条)	3	1		2	2	3	11
違法な時間外労働・休日労働 (労働基準法第32条・35条・40条)							
賃金不払残業 (労働基準法第37条)					1		1
その他							
労働安全衛生法関係	7	4	1	1	1	4	18
作業主任者の未選任等 (労働安全衛生法第14条)	2						2
機械等危険防止未措置 (労働安全衛生法第20条)	1	1		1	1	3	7
墜落等危険防止未措置 (労働安全衛生法第21条・第31条)		3					3
機械の無資格運転等 (労働安全衛生法第61条)						1	1
労災かくし (労働安全衛生法第100条)	1						1
その他	3		1				4
合 計	10	5	1	3	4	7	30

(1) 業種別推移

業種別では、製造業が最も多く10件で、次いで建設業が5件となっている。

	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	令和2年度
製 造 業	5	8	10
建 設 業	6	4	5
運輸交通業	1	1	1
商 業	1	3	3
接客娯楽業	1	2	4
そ の 他	7	10	7
総 件 数	21	28	30

(2) 法令別推移

- ・法令別の送検件数は、最低賃金法または労働基準法違反事件が 12 件、労働安全衛生法違反事件が 18 件である。
- ・最低賃金法または労働基準法違反事件を内容別に見ると、多い順に「定期賃金不払」が 11 件、「賃金不払残業」が 1 件となっている。
- ・労働安全衛生法違反を内容別に見ると、多い順に「機械等危険防止未措置」が 7 件、「墜落等危険防止未措置」が 3 件、「作業主任者の未選任等」が 2 件等となっている。

		平成 30 年度	令和元年度 (平成 31 年度)	令和 2 年度
労働 基準 法 ・ 最 低 賃 金 法	定期賃金不払 (労働基準法第 24 条・最低賃金法第 4 条)	7	9	11
	違法な時間外労働・休日労働 (労働基準法第 32 条・35 条・40 条)	0	2	0
	賃金不払残業 (労働基準法第 37 条)	0	1	1
	その他	1	2	0
	計	8	14	12
労働 安 全 衛 生 法	作業主任者の未選任等 (労働安全衛生法第 14 条)	1	0	2
	機械等危険防止未措置 (労働安全衛生法第 20 条)	4	6	7
	墜落等危険防止未措置 (労働安全衛生法第 21 条・第 31 条)	6	5	3
	機械の無資格運転等 (労働安全衛生法第 61 条)	1	0	1
	労災かくし (労働安全衛生法第 100 条)	1	1	1
	その他	0	2	4
	計	13	14	18

(3) 捜査の端緒

捜査を開始する端緒は、最低賃金法または労働基準法違反事件では、12件中10件が労働者の申告がなされたもので、労働基準監督署の指導に従わない等の悪質なものを、2件が告訴・告発によるものであった。

また、労働安全衛生法違反事件では、18件中14件が死亡等の重大な労働災害を端緒とするものであった。

	平成30年度			令和元年度 (平成31年度)			令和2年度		
	最低賃金法・労働基準法	労働安全衛生法	合計	最低賃金法・労働基準法	安全衛生法	合計	最低賃金法・労働基準法	労働安全衛生法	合計
告訴・告発	5	0	5	8	0	8	2	1	3
告訴・告発以外	3	1	4	6	2	8	10	3	13
死亡等の重大な労働災害	—	12	12	—	12	12	—	14	14
総件数	8	13	21	14	14	28	12	18	30

3 送検事例

○その1 定期賃金不払

業種 木造家屋建築工事業

違反条文 最低賃金法第4条第1項

概略

労働者11名の平成31年1月分から同年3月分の3か月分の定期賃金について、静岡県最低賃金（当時：時間額858円）に基づき算定された合計金額約140万円を所定賃金支払日である各毎月末日に支払わなかったもの。

なお、労働者の所定賃金は最低賃金額を超える金額であり、不払全額としては約240万円が支払われなかったもので、労働基準法第24条（賃金の支払）違反と最低賃金法第4条第1項（最低賃金の効力）違反の両方が成立し法条競合の関係にあるため、罰則が重い特別法である最低賃金法第4条第1項違反により送検した（最低賃金法違反は50万円以下の罰金、労働基準法違反は30万円以下の罰金）。

なお、現在（令和元年10月3日以降）の静岡県最低賃金は1時間当たり885円である。

○その2 機械の回転部分の覆い等未措置

業種 採石業

違反条文 労働安全衛生法第20条第1号（労働安全衛生規則第101条第1項）

概略

労働者1名が、大型のコンベヤーの回転部分付近で作業を行っていて巻き込まれ、肺を損傷して窒息死するに至ったもの。

コンベヤーの回転するプーリー、ベルトで労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、カバーを設ける等をしなければならないが、必要な措置を講じなかった疑いがあるもの。

4 今後の方針

静岡労働局及び管下7労働基準監督署では、今後も最低賃金法、労働基準法、労働安全衛生法等の遵守について徹底を指導するとともに、重大・悪質な事案に対しては、積極的に司法警察権を行使するなど厳正に対処していきます。